社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会
虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会規程

制定　令和４年　４月　１日
改正　令和５年１０月１８日
改正　令和６年　２月１５日

（設置）

第１条　この規程は、社会でサービス提供事業所での障害者・高齢者に対する虐待の現状を鑑み、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会が運営するサービス提供事業における虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

（委員会の組織）

第２条　委員会は、第三者委員、各サービスを受けている利用者又は利用者の家族、事務局長、サービスを提供している事業管理者及び会長が必要と認める者で、１０名以内で組織する。

２　委員会に、委員長、副委員長を置き、互選とする。

３　委員長は、委員会を代表し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

４　委員の任期は、２年とし、会長が委嘱又は任命する。ただし、補欠委員は、前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

（会議の開催）

第３条　委員会の会議は、定例に年１回開催し、臨時に必要に応じて開催する。

（委員会の業務）

第４条　委員会は、次の業務を行う。

（１）職員の虐待防止及び身体拘束等の適正化に関すること。

（２）虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する研修を行うこと。

（３）虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する対応・対策及び改善を図ること。

（委員会の責務）

第５条　委員会は、次の責務を担う。

（１）虐待が起こらないよう事前の対応として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

（２）身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討をし、職員全体への指導を行うものとする。

（３）日頃から利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導したりするものとする。

（４）その他の委員会と連携をとり、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に

問題がある場合は、委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対策及び改善を図るものとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、在宅福祉課が行うものとする。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

付　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、令和５年１０月２０日から施行する。

付　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。